

# 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例

(実施)令和7年9月10日

(目次)

第1編 総則

第2編 債券

第1章 総則

第2章 新規上場

第3章 上場後の義務

第1節 発行者の情報の開示義務

第2節 その他の義務

第4章 市場秩序の維持

第1節 実効性確保手段

第2節 上場廃止等

第1編 総則

(目的)

第1条

この特例は、特定取引所金融商品市場への有価証券の上場について、有価証券上場規程及び債券に関する有価証券上場規程の特例の特例を規定する。

2 この特例の変更は、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行う。ただし、変更の内容が軽微である場合には、理事会の決議を要しないこととする。

(定義)

第2条

この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ESG評価機関 ESG(環境・社会・ガバナンス)投資の観点から企業を第三者評価する機関をいう
- (2) 運用会社 特定有価証券に係る金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う者(これらの者から運用又は運用指図に係る権限の全部又は一部の委託又は再委託を受けた者を含む。)及びこれに相当する者をいう
- (3) 監査報告書等 連結会計年度又は事業年度に係る財務書類については監査報告書又はこれに準じたものを、中間連結会計期間又は中間会計期間に係る財務書類については中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書又はこれらに準じたものをいう。
- (4) 公募債 次の a 又は b に該当する債券をいう。
  - a 当該債券の募集又は売出しにあたり、有価証券届出書が提出されている債券
  - b 当該債券の募集又は売出しにあたり、発行登録書及び発行登録追補書類が提出されている債券

- (5) 国際会計基準 国際財務報告基準(IFRS)をいう。
- (6) 債券 次のaからgまでに掲げる有価証券をいう。
- a 内国法人の発行する社債券(法第2条第1項第5号に掲げる有価証券をいう。)
  - b 特別の法律により内国法人の発行する債券(法第2条第1項第3号に掲げる有価証券をいう。)
  - c 投資法人債券(法第2条第1項第11号に掲げる投資法人債券をいう。)
  - d 内国の者の発行する地方債証券(法第2条第1項第2号に掲げる有価証券をいう。)
  - e 内国法人の発行する特定社債券(法第2条第1項第4号に掲げる有価証券をいう。)
  - f 外国法人の発行する特定社債券(法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前eに掲げる有価証券の性質を有するものをいう。)
  - g 内国法人の発行する特定目的信託の受益証券(法第2条第1項第13号に掲げる有価証券をいう。)のうち、信託期間中の金銭の分配について、あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類のもの
- (7) 指定振替機関 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第2条第2項に規定する振替機関であつて施行規則で定める者をいう。
- (8) 受託者 特定有価証券が信託契約に基づき設定される場合の当該信託契約における受託者及びこれに相当する者をいう。
- (9) 上場債券 本所が開設する特定取引所金融商品市場に上場している債券をいう。
- (10) 新規上場申請者 債券の新規上場を申請する当該有価証券の発行者をいう。
- (11) 施行令 金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)をいう。
- (12) 特定証券情報 法第27条の31第1項に規定する特定証券情報をいい、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令(平成20年内閣府令第78号。以下「証券情報等内閣府令」という。)第2条第1項第1号に基づきこの特例でその内容を定めるものをいう。
- (13) 特定上場有価証券 法第2条第33項に規定する特定上場有価証券をいう。
- (14) 特定投資家 法第2条第31項に規定する特定投資家をいう。
- (15) 特定取引所金融商品市場 法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場をいう。
- (16) 特定有価証券 法第5条第1項に規定する特定有価証券をいう。
- (17) 日本会計基準 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則」という。)に規定する企業会計の基準をいう。
- (18) 発行者情報 法第27条の32第1項に規定する発行者情報をいい、証券情報等内閣府令第7条第2項第1号に基づきこの特例でその内容を定めるものをいう。
- (19) 発行登録書 法第23条の3第1項(法において準用する場合を含む。)に規定する発行登録書(その後の訂正を含む。)及びその添付書類をいう。
- (20) 発行登録追補書類 法第23条の8第1項(法において準用する場合を含む。)に規定する発行登録追補書類及びその添付書類をいう。
- (21) 半期報告書 法第24条の5第1項(法において準用する場合を含む。)に規定する半期報告書(同条第7項(法において準用する場合を含む。)の規定に基づいて当該半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類)(その訂正報告書を含む。)をいう。
- (22) 米国会計基準 米国において一般に公正妥当と認められた会計基準をいう。
- (23) 法 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)をいう。

(24) 有価証券 法第2条第1項に規定する有価証券をいう。

(25) 有価証券届出書 法第5条第1項(法において準用する場合を含む。)に規定する届出書(同条第6項(法において準用する場合を含む。)の規定に基づいて当該届出書に代わる書類を提出する外国の者にあつては、当該書類及びその補足書類)及びその添付書類並びにこれらの書類の訂正届出書をいう。

(26) 有価証券報告書 法第24条第1項(法において準用する場合を含む。)に規定する有価証券報告書(同条第8項(法において準用する場合を含む。)の規定に基づいて当該有価証券報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類)(その訂正報告書を含む。)をいう。

(プリンシプルベースの考え方に基づく運用)

### 第3条

本所は、プリンシプルベースの考え方に基づき、この特例を運用する。

2 本所は、この特例の運用にあつては、原則的な取扱いを定めた各条項の趣旨に従い、本所の市場の透明性、公正性を確保する観点を踏まえ、適切な判断を行うものとする。

(売買停止及び停止解除の通知)

### 第4条

本所が上場債券の売買の停止又は停止解除をしたときは、これを当該上場債券の発行者に通知する。

(電磁的記録による書類等の提出)

### 第5条

新規上場申請に係る有価証券の発行者、上場債券の発行者その他の本所の規則に基づき書類等の提出及び開示等を行う者が本所の規則に基づき行うべき書類等の提出については、当該書類等の内容を記録した電磁的記録の提出によりこれを行うことができるものとする。ただし、本所が書面による提出が必要と認める書類等については、この限りではない。

2 前項の規定に基づき電磁的記録を提出した場合における本所の規則の適用については、文書をもって同項の書類等の提出を行ったものとみなすほか、本所の規則の適用においては、電磁的記録は当該電磁的記録に相当する文書と、当該電磁的記録に記録された事項は当該文書に記載された事項と、それぞれみなすものとする。

(施行規則への委任)

### 第6条

本所は、この特例に定める事項のほか、債券の上場、上場債券の発行者の適時開示、上場廃止等に関して必要がある場合には、所要の取扱いを施行規則で定めることができる。

## 第2編 債券

### 第1章 総則

(北海道ESGプロボンドマーケット)

#### 第201条

本所が開設する特定取引所金融商品市場のうち債券に係る市場は、北海道ESGプロボンドマーケットと称する。

(資料に使用する言語)

#### 第202条

新規上場申請者及び上場債券の発行者が、開示する資料を作成する場合に用いる言語は、日本語又は日本語・英語双方の併記とする。

(相互連絡及び協力)

#### 第203条

新規上場申請者、上場債券の発行者及び受託者は、この特例その他の規則に定める義務を履行するに際し、相互に必要な連絡及び協力を行わなければならない。

(発行者のウェブサイト)

#### 第204条

新規上場申請者及び上場債券の発行者は、新規上場申請日以降、施行規則で定める事項を当該者の情報を掲載するウェブサイトに掲載し、無料で投資者の閲覧に供するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、新規上場申請者及び上場債券の発行者は、常に最新の情報がウェブサイトに掲載され、投資者が当該情報を支障なく閲覧できるよう努めるものとする。

## 第2章 新規上場

(新規上場申請)

#### 第205条

債券の新規上場は、当該債券の発行者からの申請により行うものとする。

(上場契約等)

#### 第206条

本所が新規上場申請に係る債券を上場する場合には、当該新規上場申請に係る債券の発行者は、施行規則で定める本所所定の「上場契約書」を提出するものとする。

2 前項による上場契約は、新規上場申請に係る債券の上場日にその効力を生ずるものとする。

3 新規上場申請に係る債券が特定有価証券である場合には、当該新規上場申請に係る債券の発行者は、運用会社及び受託者と連名で「上場契約書」を提出するものとする。

4 前項の規定により「上場契約書」を連名で提出した運用会社及び受託者に対してのこの特例の適用については、上場債券の発行者及び新規上場申請者と同様に取り扱うものとする。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

5 本所は、新規上場申請に係る債券の上場日に、その銘柄を上場債券原簿に記載する。

(新規上場申請時の提出書類等)

## 第207条

新規上場申請者は、本所所定の「有価証券新規上場申請書」を提出しなければならない。

2 前項に規定する「有価証券新規上場申請書」には、次の各号に掲げる書類等を添付するものとする。この場合における当該各号に掲げる書類等の内容及び様式は、施行規則で定める。

- (1) 特定証券情報
- (2) 「新規上場申請に係る宣誓書」
- (3) その他本所が必要と認める書類等

3 特定証券情報において求められる財務書類には、施行規則で定める監査報告書等を添付しなければならない。ただし、新規上場申請者(特定有価証券の発行者に限る。)が、その設立後最初の事業年度又は連結会計年度内に特定証券情報を提出する場合であつて、本所が適当と認めるときは、当該監査報告書等の添付を要しない。

4 特定証券情報において求められる財務書類は、日本会計基準、米国会計基準、国際会計基準その他施行規則で定める会計基準のいずれかに基づいて作成しなければならない。

5 法第3条各号に規定する有価証券の新規上場申請を行う場合には、第2項第1号中「特定証券情報」とあるのを「新規上場申請に係る債券の発行要項」と読み替えて同号の規定を適用する。この場合における「新規上場申請に係る債券の発行要項」の内容は、施行規則で定める。

6 法27条の31第1項に定める特定勧誘等を行わずに公募債の新規上場申請を行う場合には、第2項第1号中「特定証券情報」とあるのを「当該公募債に係る有価証券届出書の写し又は発行登録書及び発行登録追補書類の各写し」と読み替えて同号の規定を適用する。

(新規上場申請時の公表)

## 第208条

新規上場申請者は、前条第1項の規定により「有価証券新規上場申請書」を提出したときは、証券情報等内閣府令第3条第1号及び第11条第1号の規定に従い、施行規則で定める方法により、直ちに、前条第2項各号に掲げる書類を公表しなければならない。

2 前項の規定に従い公表された特定証券情報に記載される内容について、変更又は訂正すべき事項が生じた場合には、新規上場申請者は直ちに当該変更又は訂正の内容を、証券情報等内閣府令第5条第2項第1号及び第11条第1号の規定に従い、施行規則で定める方法により公表しなければならない。

3 法第3条各号に規定する有価証券の新規上場申請を行う場合における第1項及び前項の適用については、第1項中「前条第2項各号に掲げる書類等」とあるのは「前条第5項の規定により読み替えて適用する同条第2項各号に掲げる書類等」とし、前項中「特定証券情報」とあるのは「新規上場申請に係る債券の発行要項」とする。

4 公募債であつて新規上場時に法27条の31第1項に定める特定勧誘等を行わずに新規上場を行う場合における第1項及び第2項の適用については、第1項中「前条第2項各号に掲げる書類等」とあるのは「前条第6項の規定により読み替えて適用する同条第2項各号に掲げる書類等」とし、第2項中「特定証券情報」とあるのは「当該公募債に係る有価証券届出書の写し又は発行登録書及び発行登録追補書類の各写し」とする。

(その他の提出書類等)

#### 第209条

本所は、新規上場申請者に対し、本所が適当と認める報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

(上場適格性要件)

#### 第210条

債券に関する有価証券上場規程の特例第4条、第5条及び第5条の2の規定にかかわらず、新規上場申請に係る債券は、次の各号に掲げる事項(以下この編において「上場適格性要件」という。)を満たしていなければならない。

- (1) 債券が、格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者及び外国法に準拠して設立された格付会社(当該信用格付業者と同等の規制及び監督を受ける者に限る。)をいう。)による格付を取得していること又は当該債券が施行規則で定める要件を満たすこと。
- (2) 債券が、本所が定める ESG 評価機関による ESG 評価を受けていること。
- (3) 当該債券を引き受ける主幹事証券会社(金融商品取引業等に関する内閣府令第147条第3号に定める主幹事会社に相当する者をいう。)若しくは当該債券の発行者が本所の作成する「主幹事証券会社リスト」に施行規則で定めるところにより登録されていること又は当該債券が施行規則で定める要件を満たすこと。

(上場承認)

#### 第211条

本所は、新規上場申請に係る債券について上場適格性要件を満たすことが確認された場合には、申請に係る債券の上場を承認するものとする。

### 第3章 上場後の義務

#### 第1節 発行者の情報の開示義務

(ディスクロージャー)

#### 第212条

上場債券の発行者(以下「上場債券の発行者」という。)は、投資者への適時、適切な上場債券の発行者の情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な上場債券の発行者の情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

- 2 上場債券の発行者は、上場債券の発行者の情報の開示を行う場合は、本所のウェブサイトに掲載する方法、又は当該上場債券の発行者の情報を掲載するウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、上場債券の発行者は、次条第1号a及びb並びに第2号a及びbの内容を開示する場合は、TDnetを利用して行うものとする。TDnetの稼働に支障が生じた場合その他本所が必要があると認める場合には、本所がその都度定める方法により行うものとする。
- 4 上場債券の発行者は、第2項の規定により当該上場債券の発行者のウェブサイトにおいて情報の開示を行った場合には、当該開示後、速やかに本所に当該情報に係る書類を提出しなければならない。

5 本所は、前項に規定する書類の提出を受けた場合には、速やかに、本所のウェブサイト当該情報を掲載するものとする。

6 上場債券の発行者は、次条第1号a及びb並びに第2号a及びbの内容についてインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置こうとするときは、第3項の定めるところにより当該内容が開示された時以後にこれを行うものとする。ただし、アクセス制御機能を付加するなど公衆による当該内容の開示前の閲覧を制限するための措置を講じる場合は、この限りでない。

7 上場債券の発行者は、施行令第30条第1項第2号又は第3号の規定に基づく重要事実等の本所への通知を行う場合には、次条の規定に基づく情報の開示に係る方法により行うものとする。

(重要な発行者の情報の開示)

#### 第213条

上場債券の発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。ただし、国内の金融商品取引所に上場している株券等の発行者若しくは当該発行者の完全子会社又は第2条第6号b及びdからgまでに掲げる債券の発行者については、この限りでない。

(1) 上場債券の発行者の業務執行を決定する機関が、次のaからdまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a 解散(合併による解散を除く。)

b 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

c 商号又は名称の変更

d aから前cまでに掲げる事項のほか、当該上場債券の発行者の運営、業務若しくは財産又は当該上場債券に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 次のaからfまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a 債権者その他の当該上場債券の発行者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て(以下「破産手続開始の申立て等」という。)

b 手形若しくは小切手の不渡り(支払資金の不足を事由とするものに限る。 )又は手形交換所による取引停止処分

c 親会社等に係る破産手続開始の申立て等

d 債券に係る期限の利益の喪失

e 上場債券が指定振替機関の振替業等(指定振替機関の振替業又は外国の法令に準拠して外国において振替業若しくは債券の保管及び振替に関する業務を行う者のこれらの業務をいう。以下同じ。)における取扱いの対象とならないこととなったこと。

f aから前eまでに掲げる事実のほか、当該上場債券の発行者の運営、業務若しくは財産又は当該上場債券に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3) 上場債券に係る保証者(保証者がある場合に限る。以下同じ。)の業務執行を決定する機関が、第1号aからdまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(4) 上場債券に係る保証者に第2号aからdまで及びfに掲げる事実のいずれかが発生した場合

(開示内容の変更又は訂正)

#### 第214条

上場債券の発行者は、前条の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

2 前項の規定は、上場債券の発行者が前条の規定に基づき開示した内容と有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類若しくは臨時報告書(これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。)、又は発行者情報若しくは特定証券情報(これらの訂正情報を含む。))における当該開示に係る内容に差異が生じた場合について準用する。

(発行者情報の開示)

#### 第215条

上場債券の発行者(有価証券報告書の提出義務のある発行者及び当該上場債券が法第3条各号に規定する有価証券であって当該上場債券に係る取得勧誘を行う場合における当該上場債券の発行者を除く。)は、事業年度(当該上場債券が特定有価証券である場合にあっては当該上場債券に係る特定期間とし、当該上場債券の発行者が会社以外の者である場合にあっては事業年度又はこれに準ずる期間とする。)の終了後3か月以内(やむを得ない理由により当該期間内に作成し、公表できないと本所が認める場合には、施行規則で定めるところにより、本所が承認する期間内)に、発行者情報を作成し、公表しなければならない。この場合において、発行者情報の内容、様式及び公表の方法は、施行規則で定めるところによる。

2 前項に規定する発行者情報に記載される内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、上場債券の発行者は、直ちに当該変更又は訂正の内容を、施行規則で定めるところにより公表しなければならない。

3 第1項に規定する発行者情報において求められる財務書類には、施行規則で定める監査報告書等を添付するものとする。

(発行者の情報に係る照会事項の報告及び開示)

#### 第216条

上場債券の発行者は、上場債券の発行者の情報に関し本所が必要と認めて照会を行った場合は、直ちに照会事項について本所に報告するものとする。

2 前項の規定による照会に係る事実について開示することが、必要かつ適当と本所が認めるときは、上場債券の発行者は、直ちにその内容を開示するものとする。

3 第1項の規定は、次の各号に掲げる場合について準用する。

(1) 本所が上場債券の売買管理上必要と認めて照会を行った場合(本所が、本所の市場における有価証券の売買の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、上場債券の発行者の情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含む。)

(2) 国内の他の金融商品取引所から、その市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため、上場債券の発行者の情報の発生から公表に至る経緯等に関する情報提供の要請があった場合において、本所が当該要請に応じることが相当と認めて、当該経緯等について照会を行った場合

## 第2節 その他の義務

(債券の譲渡制限の禁止)

### 第217条

上場債券の発行者は、法第2条第3項第2号ロ(2)の規定その他特別の法律の規定に基づくものを除き、上場債券の譲渡について制限を行ってはならない。

(指定振替機関の振替業等における取扱い)

### 第217条の2

上場債券は、指定振替機関の振替業等における取扱いの対象でなければならない。

(上場に関する料金)

### 第218条

新規上場申請者及び上場債券の発行者は、新規上場料その他の上場に関する料金を施行規則で定めるところにより支払うものとする。

## 第4章 市場秩序の維持

### 第1節 実効性確保手段

(実効性確保手段)

### 第219条

本所は、この特例その他の規則への遵守を確保するため、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる措置等を講じることができる。

- (1) 改善報告書の提出
- (2) 違約金の賦課

### (3) 上場債券の上場廃止

2 本所は、前項第1号及び第2号に掲げる措置を講じる場合において、本所が必要と認めるときは、その事実を公表することができる。

3 本所は、第1項第3号に掲げる措置の検討を開始する場合には、本所は、施行規則で定めるところにより、その事実を投資者に周知させるため、当該上場債券を監理銘柄に指定することができる。

4 本所は、第1項第3号に掲げる措置を講じる場合には、その事実を投資者に周知するため、当該措置を講じることを決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場債券を整理銘柄に指定することができる。

## 第2節 上場廃止等

(上場廃止)

### 第220条

本所は、上場債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

(1) 有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類若しくは臨時報告書(これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。)、又は発行者情報若しくは特定証券情報(これらの訂正情報を含む。)について重大な虚偽記載を行った場合。ただし、有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類については、上場債券に係る情報について重大な虚偽記載を行った場合に限る。

(2) 前号のほか、本所が上場廃止を適当と認めた場合

2 本所は、上場債券が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 最終償還期限が到来する場合

(2) 債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還する場合

(3) 吸収分割又は新設分割により上場債券に係る債務が他の会社に承継される場合

(4) 期限の利益を喪失した場合

(5) 指定振替機関の振替業等における取扱いの対象とならないこととなった場合

(6) 前各号のほか、本所が上場廃止を適当と認めた場合

3 上場債券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、施行規則で定めるところにより当該上場債券を監理銘柄に指定することができる。

4 上場債券の上場廃止が決定した場合の上場廃止日の取扱いは、施行規則で定める。

5 本所は、その事実を投資者に周知させるため、本所が当該上場債券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場債券を整理銘柄に指定することができる。

(原簿のまっ消)

#### 第221条

本所が上場債券の上場を廃止するときは、その銘柄の上場廃止日に上場債券原簿の記載事項をまっ消する。

付 則

この特例は、令和7年9月10日から施行する。